

宮崎県ハンドボール協会委員会規程

第一章 総則

第1条 この規程は、宮崎県ハンドボール協会規約第28条の規程に基づき、総務委員会、広報記録委員会、地区協会委員会、指導普及強化委員会、審判委員会、競技委員会、MO・TD委員会を設ける。

第二章 目的及び事業

第2条 委員会は規約第3条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ第3条から第7条に規定する事項を協議する。

第3条 総務委員会

- ① 理事会、常任理事会に関すること。
- ② 収支会計に関すること。
- ③ 事業計画、報告に関すること。
- ④ 顕彰に関すること。
- ⑤ その他、他の委員会に属さないこと。

第4条 広報記録委員会

- ① 機関誌、記念誌編集に関すること。
- ② ホームページ運用に関すること。
- ③ 競技記録収集に関すること。
- ④ 大会広報に関すること。

第5条 地区協会委員会

- ① 地区協会との連携に関すること。
- ② 地区協会の育成・発展に関すること。

第6条 指導普及強化委員会

- ①各カテゴリーにおける普及育成に関すること。
- ②本県強化策・一貫指導体制に関すること。
- ③国体種別及び中学生選抜、U12選抜チームの監督、選手選考に関すること。
- ④NTS選手選考並びに指導内容普及・伝達に関すること。
- ⑤女性アスリート育成強化に関すること。

第7条 審判委員会

- ①上級審判員育成に関すること。
- ②審判員登録に関すること。
- ③審判講習会に関すること。
- ④各種大会審判員派遣に関すること。

- 第8条 競技委員会
- ①競技運営に関すること。
 - ②競技器具及び用具に関すること。
 - ③選手登録に関すること。
 - ④競技スケジュールに関すること。

- 第9条 MO・TD委員会
- ①MO・TD運営に関すること。
 - ②MO・TD研修に関すること。

- 第10条 委員会には委員若干名を置く。
- 2 委員は、常任理事会の推挙する理事の中から会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 第11条 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は、本会の理事の中から選出する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

第三章 会議

- 第12条 委員会の会議は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集する。
- 2 委員長は、その会議の議長となる。

- 第13条 委員会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 第14条 委員会の事務は、本会の事務局において処理する。

附貝J

この規程は、平成29年 4月16日から施行する。
令和 3年 4月 4日 一部改正